



3

日医発第460号（健Ⅰ）（地域）  
令和8年6月3日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 副会長  
角 田 徹  
(公 印 省 略)

香りへの配慮に関する啓発ポスターの再周知について

香りへの配慮に関する啓発ポスターについては、令和5年10月30日付文書（日医発第1365号）にて周知依頼をしたところですが、今般、厚生労働省 健康・生活衛生局難病対策課長ならびに医薬局医薬品審査管理課長から添付のとおり再周知依頼がありました。

柔軟剤などの香り付き製品を使用する方々への香りのマナー啓発を更に推進するため、関係省庁として、新たにこども家庭庁及び国土交通省が加わったことを踏まえ、改めての周知依頼となっております。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への情報提供ならびに院内へのポスター掲示等について、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

啓発ポスター 掲載URL （消費者庁ホームページ）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/index.html#other\\_002](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002)

健生難発0529第1号  
医薬審発0529第2号  
令和8年5月29日

公益社団法人日本医師会  
担当理事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長  
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

### 香りへの配慮に関する啓発ポスターの再周知について

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスター「その香り困っている人もいます」等を作成し、啓発に取り組んでいます。

今般、柔軟剤などの香り付き製品を使用する方々への香りのマナー啓発を更に推進するため、当該ポスターに関係省庁としてこども家庭庁及び国土交通省が追加され、5月14日に下記のウェブサイトに掲載されております。

つきましては、貴会会員に対し、改めて啓発ポスター及び上記に記載の作成趣旨等について情報提供いただくとともに、必要に応じて院内への掲示等にご活用いただけるよう依頼のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

啓発ポスターについて

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/index.html#other\\_002](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002)

知ってください!!

# その香り

## 困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。  
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。



香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、**周囲の方にもご配慮下さい。**  
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。